

# 託送供給約款

[一般電気事業・特定規模電気事業等用]

平成26年4月1日実施



東京電力株式会社

平成25年12月26日 届出

# 託送供給約款

## 目次

### I 総 則

1 適 用	1
2 託送供給約款の届出および変更	2
3 定 義	2
4 代表契約者の選任	6
5 託送供給に関する取扱い	6
6 単位および端数処理	6
7 実 施 細 目	7

### II 契約の申込み

8 契 約 の 要 件	8
9 検討および契約の申込み	9
10 契約の成立，契約期間および振替送電サービス契約電力	13
11 託送供給の開始	14
12 供給準備その他必要な手続きのための協力	14
13 電気方式，電圧および周波数	14
14 発電場所および需要場所	15
15 供給および契約の単位	16
16 承 諾 の 限 界	16
17 契 約 書 の 作 成	17

### III 料 金

18 料 金	18
19 接続送電サービス	18
20 予備送電サービス	27
21 負荷変動対応電力	29

#### IV 料金の算定および支払い

22	料金の適用開始の時期	32
23	料金の算定期間	32
24	計 量	32
25	電力および電力量の算定	33
26	損 失 率	36
27	料 金 の 算 定	36
28	支払義務の発生および支払期日	37
29	料金その他の支払方法	37
30	保 証 金	38
31	連 帯 責 任	38

#### V 供 給

32	託送供給の実施	39
33	給電指令の実施等	42
34	適正契約の保持等	45
35	契 約 超 過 金	46
36	力 率 の 保 持	46
37	発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	47
38	託送供給にともなう協力	47
39	託送供給の停止	48
40	託送供給の停止の解除	50
41	託送供給の停止期間中の料金	50
42	違 約 金	50
43	損害賠償の免責	51
44	設 備 の 賠 償	51

#### VI 契約の変更および終了

45	契 約 の 変 更	53
46	名 義 の 変 更	53

47	契約の廃止	54
48	供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および 工事費の精算	54
49	解 約	56
50	契約消滅後の債権債務関係	57
<b>VII 受電方法および供給方法ならびに工事</b>		
51	受電地点，供給地点および施設	58
52	架空引込線	59
53	地中引込線	59
54	接続引込線等	61
55	引込線の接続	61
56	計量器等の取付け	61
57	通信設備等の施設	62
58	専用供給設備	62
<b>VIII 工事費の負担</b>		
59	受電地点への供給設備の工事費負担金	64
60	受電用計量器等の工事費負担金	67
61	会社間連系設備の工事費負担金	67
62	供給地点への供給設備の工事費負担金	67
63	工事費負担金の申受けおよび精算	74
64	託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を 廃止または変更される場合の費用の申受け	75
65	工事費等に関する契約書の作成	75
<b>IX 保 安</b>		
66	保安の責任	76
67	保安等に対する発電者および需要者の協力	76

附	則.....	77
別	表.....	85

# I 総 則

## 1 適 用

当社が、当社以外の一般電気事業、特定規模電気事業または電気事業法第2条第1項第14号ハにもとづき行なわれる特定規模需要に対する電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、当社が、特定電気事業の用に供するための託送供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、別に定める託送供給約款〔特定電気事業用〕によります。

また、この約款において託送供給とは、次の接続供給および振替供給をいいます。

### (1) 接 続 供 給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕をいいます。）内の場所（特定電気事業者が特定電気事業を開始した地点および会社間連系点を除きます。）において、契約者の特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

### (2) 振 替 供 給

当社が契約者から当社以外の一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

なお、一般電気事業の用に供するための振替供給については、次の場合

に限ります。

イ 十年以上の期間にわたり、かつ、その振替供給電力が千キロワットをこえるもの。

ロ 五年以上の期間にわたり、かつ、その振替供給電力が十万キロワットをこえるもの。

## 2 託送供給約款の届出および変更

(1) この約款は、電気事業法第24条の3第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕によります。

## 3 定 義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

### (1) 契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する一般電気事業者、特定規模電気事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

### (2) 発 電 者

一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する者で当社以外の者をいいます。

### (3) 需 要 者

契約者が特定規模電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる特定規模需要である者をいいます。

### (4) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

### (5) 特 別 高 圧



標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(6) 受電地点

当社が、託送供給に係る電気を契約者から受電する地点をいいます。

(7) 発電場所

発電者が、託送供給に係る電気を発電する場所をいいます。

(8) 供給地点

当社が、託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(9) 需要場所

需要者が、契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(10) 会社間連系点

当社以外の一般電気事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(11) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(12) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(13) 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(14) 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(15) 振替受電電力

振替供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(16) 振替受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(17) 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(18) 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(19) 振替供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力をいいます。

(20) 振替供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(21) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(22) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(23) 通告電力量

接続供給の場合は、会社間連系点において当社が契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

振替供給の場合は、当社があらかじめ契約者に通知する振替受電電力量および振替供給電力量の計画値をいいます。

(24) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(25) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、接続送電サービス契約電力、振替送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力を

います。

(26) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力または振替受電電力の最大値（キロワット）で、契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(27) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(28) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(29) 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(30) 給電指令

発電者の発電機もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。

(31) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(32) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(33) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(34) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(35) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(36) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から

4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

#### 4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，需要者の需要の変動に応じた発電の調整，ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

#### 5 託送供給に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給の申込みおよび実施に際して得た情報については，託送供給を実施する目的以外に使用いたしません。

#### 6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 接続受電電力，振替受電電力，接続供給電力，振替供給電力，接続対象電力，契約電力，契約受電電力，最大需要電力およびその他の電気の電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 接続受電電力量，振替受電電力量，接続供給電力量，振替供給電力量，接続対象電力量，通告電力量，負荷変動対応電力量，変動範囲内基準電力量およびその他の電気の電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

## 7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，発電者および需要者と別途協議を行なうことがあります。

## Ⅱ 契約の申込み

### 8 契約の要件

契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 受電地点における受電電圧および供給地点における供給電圧がそれぞれ高圧または特別高圧であること。
- (2) 接続供給の場合、供給地点における接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であること。
- (3) 接続供給の場合、契約者が需要者の需要の変動に応じた電気の供給が可能であること。
- (4) 振替供給の場合、契約者が32（託送供給の実施）(2)リで定めた通告電力量に応じて電気を供給すること。
- (5) 振替供給の場合、契約者が営む一般電気事業もしくは特定規模電気事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。
- (6) 発電者および需要者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
- (7) 契約者、発電者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- (8) 契約者が、発電者および需要者にこの約款における発電者および需要者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者および需要者がそれぞれこの約款における発電者および需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- (9) 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

イ 契約者と同一の者である発電者の発電設備が電気事業法第2条第1項第14号ハに定める非電気事業用電気工作物であること。

ロ 契約者と同一の者でない発電者の発電に係る電気も供給する場合は、

当該発電者の発電設備が契約者と電気事業法第2条第1項第14号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物であること。

ハ 需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第2条第1項第14号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要である者であること。

## 9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込みをしていただきます。

なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，20（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

### (1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は，契約者から一般電気事業，特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約，振替供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者は，接続供給契約または振替供給契約の申込みにあたり，次の事項を明らかにして，所定の申込書により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

#### (イ) 接続供給の場合

##### a 契約者の名称

- b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限りません。）
- c 発電者の名称，発電場所および受電地点
- d 発電設備が当社の供給区域外にある場合には，当該接続供給に必要なとなる当社以外の一般電気事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- e 発電設備の発電方式，発電出力および系統安定上必要な仕様
- f 接続受電電力の最大値および最小値
- g 受電地点における受電電圧
- h 発電場所における負荷設備および受電設備
- i 接続供給の開始希望日

なお，受電地点が会社間連系点の場合には，c，e，gおよびhの事項については，省略することができます。

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 契約者が希望される振替供給の種類（中継振替または地内振替）
- c 発電者の名称，発電場所および受電地点
- d 中継振替を希望される場合には，当該振替供給に必要なとなる当社以外の一般電気事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- e 発電設備の発電方式，発電出力および系統安定上必要な仕様
- f 振替受電電力の最大値および最小値
- g 受電地点における受電電圧
- h 発電場所における負荷設備および受電設備
- i 供給地点
- j 振替供給の開始希望日
- k 振替供給の希望契約期間

なお，受電地点が会社間連系点の場合には，c，e，gおよびhの事項については，省略することができます。

ハ 検討期間および調査料

- (イ) 当社は，原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結



果をお知らせいたします。

(ロ) 当社は、1受電地点1検討につき21万6千円を調査料として、受電側接続検討の申込み時に契約者から申し受けます。ただし、検討を要しない場合または受電地点が会社間連系点の場合には、調査料を申し受けません。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ 当社は、契約者が希望される場合に、契約者に特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討(以下「供給側接続事前検討」といいます。)をいたします。

ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、所定の申込書により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書(当社所定の様式によります。)をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要者の名称、需要場所および供給地点

(ロ) 契約電力

(ハ) 供給地点における供給電圧

(ニ) 接続供給の開始希望日

ハ 当社は、原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(3) 契約の申込み

契約者は、(1)ロの事項および次の事項を明らかにして、所定の申込書により、接続供給契約または振替供給契約の申込みをしていただきます。この場合、8(契約の要件)(8)に定める発電者および需要者の契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。また、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、8(契約の要件)(9)に定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称，需要場所および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備，受電設備および発電設備
- (ニ) 契約電力
- (ホ) 契約受電電力
- (ヘ) 希望される接続送電サービス料金の種別
- (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (チ) 連絡体制

なお，受電地点が会社間連系点となる場合には，32（託送供給の実施）

- (1) ロに準じて連系線等利用計画を文書により当社に提出していただきます。

ロ 振替供給の場合

- (イ) 契約電力
- (ロ) 契約受電電力
- (ハ) 振替受電電力の計画値
- (ニ) 連絡体制
- (ホ) 当社が特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般電気事業者との接続供給契約の内容または申込内容

なお，32（託送供給の実施）(2)ロに準じて連系線等利用計画を文書により当社に提出していただきます。

- (4) 契約者は，接続供給契約（受電地点に係る事項に限ります。）または振替供給契約の申込みについて，一般電気事業または特定規模電気事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分に関し，(3)に定める申込書以外で当社が指定した方法によることができます。この場合，当該申込み方法による申込みに先立ち，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施にともなって必要となる事項に関する契約（以下「基本契約」といいます。）を当社と締結していただきます。

なお、基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

## 10 契約の成立、契約期間および振替送電サービス契約電力

(1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

### イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

### ロ 振替供給の場合

契約期間は、振替供給契約が成立した日から、契約者の申込みにもとづき、契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

(3) 振替送電サービス契約電力は、1年間を通じての振替供給電力の最大値、発電設備の発電出力等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

(4) (2)および(3)の協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、契約期間および振替送電サービス契約電力を制限していただくことがあります。

## 11 託送供給の開始

- (1) 当社は、接続供給契約または振替供給契約の申込みを承諾したときには、契約者と協議のうえ託送供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給の開始日に託送供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者にお知らせし、あらためて契約者と協議のうえ、託送供給の開始日を定めて託送供給を開始いたします。

## 12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者、発電者および需要者は、当該託送供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

## 13 電気方式、電圧および周波数

- (1) 受電電気方式および供給電気方式は、交流3相3線式とし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、中部電力株式会社との会社間連系点を供給地点とする場合には、当社は、周波数変換設備を使用して標準周波数60ヘルツで供給いたします。
- (2) 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所における発電設備の最大出力および受電地点における契約受電電力（発電場所における発電設備、受電設備および負荷設備等を基準として、契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて、次のとおりといたします。
  - イ 発電場所における発電設備の最大出力が2,000キロワット未満の場合  
標準電圧6,000ボルトといたします。
  - ロ 発電場所における発電設備の最大出力が2,000キロワット以上の場合

契 約 受 電 電 力	10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

- (3) 供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、供給地点における接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

予備送電サービス契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

- (4) 受電電圧については発電者に、供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、(2)または(3)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で、受電または供給することがあります。

#### 14 発電場所および需要場所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1発電場所または1需要場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや

断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。

## 15 供給および契約の単位

- (1) 当社は、特別の事情がない限り、1発電場所または1需要場所につき、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって託送供給を行いません。
- (2) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電場所および需要場所について、1接続供給契約を結びます。この場合、それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則として、1契約者に対して1接続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

- (3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般電気事業者の供給設備に接続するものいたします。）および1供給地点（当社以外の一般電気事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について、1振替供給契約を結びます。

## 16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払

状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約または振替供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者にお知らせいたします。

## 17 契約書の作成

当社は、契約者との間で、原則として託送供給の開始前に、託送供給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

## Ⅲ 料 金

### 18 料 金

料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金および21（負荷変動対応電力）によって算定された負荷変動対応電力料金の合計といたします。

### 19 接続送電サービス

#### (1) 適用範囲

接続供給により、供給地点において当社が契約者に供給する電気に適用いたします。

#### (2) 接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。

イ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b 需要場所における受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月



の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 需要場所における負荷設備または受電設備を変更される場合は、45（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

(ハ) 当社の供給設備を利用される期間が1年未満になることが明らかな場合で、適当と認められるときの接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によ

って定めます。

- ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを使用される場合等で、適当と認められるときは、使用開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

- ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。

- ニ 需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給する場合の接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものとしたします。

また、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、45（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

### (3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、接続送電サービス料金の種別および供給電圧に応じて算定された基本料金および電力量料金ならびにハによって算定された従量接続送電サービス料金の合計（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率

割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、発電場所が、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）（以下「近接性評価地域」といいます。）に立地する場合の接続送電サービス料金は、基本料金、電力量料金および従量接続送電サービス料金の合計（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）からホによって算定された近接性評価割引額を差し引いたものいたします。

#### イ 標準接続送電サービス料金

##### (イ) 高圧で供給する場合

##### a 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき
-----------------------

550円80銭
---------

##### b 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2円32銭
-------------	-------

(ロ) 特別高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	361円80銭
-----------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1円25銭
-------------	-------

ロ 時間帯別接続送電サービス料金

(イ) 高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスに

よって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	550円80銭
-----------------------	---------

#### b 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

##### (a) 昼間時間

1キロワット時につき	2円56銭
------------	-------

##### (b) 夜間時間

1キロワット時につき	2円02銭
------------	-------

#### (ロ) 特別高圧で供給する場合

##### a 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検

査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	361円80銭
-----------------------	---------

#### b 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

##### (a) 昼間時間

1キロワット時につき	1円35銭
------------	-------

##### (b) 夜間時間

1キロワット時につき	1円12銭
------------	-------

#### ハ 従量接続送電サービス料金

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときにイに定める標準接続送電サービス料金またはロに定める時間帯別接続送電サービス料金にかえて適用するものとし、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	高压で供給する場合	11円35銭
	特別高压で供給する場合	7円18銭

#### ニ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10

時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表2（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割増しいたします。

#### ホ 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、接続供給の場合で、近接性評価地域に立地する発電場所から当社が受電した30分ごとの電力量（近接性評価地域に立地する発電場所が複数ある場合はその合計といたします。）のうち、その30分の接続対象電力量を上回らないもののその1月の合計について、次によって算定された金額といたします。

1キロワット時につき	35銭
------------	-----

#### へ その 他

- (イ) 時間帯別接続送電サービス料金の適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービス料金または従量接続送電サービス料金を適用いたしません。また、従量接続送電サービス料金の適用後1年に満たない

場合は、標準接続送電サービス料金または時間帯別接続送電サービス料金を適用いたしません。

(ロ) 時間帯別接続送電サービス料金または従量接続送電サービス料金から標準接続送電サービス料金に変更された後1年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービス料金または従量接続送電サービス料金を適用いたしません。

(ハ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ニ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(4) 1年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生する場合の取扱い

需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービス料金または時間帯別接続送電サービス料金の適用を受ける場合で、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力



ピークシフト電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	468円72銭
	特別高圧で供給する場合	307円80銭

#### ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における最大需要電力を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における最大需要電力の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金に加算したものをその月の料金として算定いたします。

## 20 予備送電サービス

### (1) 適用範囲

契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

#### イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

#### ロ 予備送電サービスB

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

### (2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値、供給地点については当該供給地点における接続送電

サービス契約電力の値とし、受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし、契約者に特別の事情がある場合で、契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときに予備送電サービス契約電力は、発電場所における発電設備の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、契約者と当社との協議により、受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ 予備送電サービスA

予備送電サービス 契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	75円60銭
	特別高圧で供給する場合	64円80銭

ロ 予備送電サービスB

予備送電サービス 契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	91円80銭
	特別高圧で供給する場合	75円60銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、19（接続送電サービス）

(3)ニの力率割引および割増しの適用上,供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は,原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

(5) そ の 他

受電地点の予備送電サービスは,他の接続供給契約,振替供給契約等と共用することができます。

## 21 負荷変動対応電力

(1) 適 用

33(給電指令の実施等)(3),(4)または(5)により補給される電気を使用されていない場合(以下「負荷追従運転時」といいます。)において,30分ごとの接続受電電力(受電地点が複数ある場合は,その合計といたします。 )が,その30分の接続対象電力を下回るときに生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(2) 負荷変動対応電力料金

負荷変動対応電力料金は,(3)ハによって算定された変動範囲内電力料金および(4)ロによって算定された変動範囲超過電力料金の合計といたします。

(3) 変動範囲内電力

イ 適 用 範 囲

30分ごとの接続受電電力量が,その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち,ロに定める変動範囲内基準電力量以内のものに補給にあてるための電気に適用いたします。

ロ 変動範囲内基準電力量

変動範囲内基準電力量は,30分ごとに,次の式により算定された値(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)の3パーセント相当を2で除した値といたします。ただし,19(接続送電サービス)(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点(19[接続送電サービス](2)ニで需要者の発電設備の検査,補修または事故[停電による

停止等を含みます。]により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める供給地点を含みます。)で、前月の接続送電サービス契約電力が当月の接続送電サービス契約電力を上回る場合(19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を契約者との協議にもとづき減少したその1月の減少された日以降の期間を除きます。)は、次の式の接続送電サービス契約電力は前月の接続送電サービス契約電力といたします。

$$\text{接続送電サービス契約電力} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (26 [損失率] に定める損失率といたします。)}}$$

#### ハ 変動範囲内電力料金

変動範囲内電力料金は、(1)に該当する電気の電力量のうち、変動範囲内基準電力量以内のものその1月の合計によって算定いたします。ただし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	15円44銭
------------	--------

#### (4) 変動範囲超過電力

##### イ 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量をこえるものの補給にあてるための電気に適用いたします。

##### ロ 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、(1)に該当する電気の電力量のうち、変動範

囲内基準電力量をこえるもののその1月の時間帯別の合計によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	53円21銭	47円03銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	28円84銭
------------	--------

## IV 料金の算定および支払い

### 22 料金の適用開始の時期

料金は、接続供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給が開始されない場合は、あらためて契約者と当社との協議によって定められた供給開始日から適用いたします。

### 23 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給を開始し、または接続供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

### 24 計 量

(1) 当社は、次の場合を除き、接続受電電力量および振替受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量、振替供給電力量および最大需要電力は、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

イ 受電地点が会社間連系点の場合で、当該託送供給に係る電力量を区分して計量できないときには、次のとおりといたします。

(イ) 接続供給の場合

32（託送供給の実施）(1)ロで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を受電地点で計量された電力量とみなします。

(ロ) 振替供給の場合

32（託送供給の実施）（2）リで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ 受電地点において他の接続供給契約，振替供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を32（託送供給の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合，25（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ハ 受電地点において当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で，あらかじめその量が確定しているときのその受電地点で計量された電力量は，当該供給分を加えたものといたします。

ニ 供給地点が会社間連系点の場合で，当該振替供給に係る電力量を区分して計量できないときには，32（託送供給の実施）（2）リで定めたその30分の供給地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を供給地点で計量された電力量とみなします。

(2) 計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者にお知らせいたします。

## 25 電力および電力量の算定

### (1) 接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

### (2) 接続受電電力量

接続受電電力量は，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。また，当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で，9〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき，あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは，当該電力量の値を加えたものとみなします。）といたします。ただし，

30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）が、その30分の接続対象電力量を上回る場合は、その30分の接続受電電力量は、その30分の接続対象電力量といたします。

(3) 振替受電電力

振替受電電力は、振替供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

(4) 振替受電電力量

振替受電電力量は、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。ただし、地内振替の場合であって、30分ごとの受電地点で計量された電力量が、32(託送供給の実施)(2)リで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を上回り、または下回るときは、その30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）といたします。

(5) 接続供給電力

接続供給電力は、(6)の接続供給電力量の値を2倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

(6) 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。

なお、19(接続送電サービス)(3)ロに定める時間帯別接続送電サービス料金を適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。

(7) 振替供給電力



振替供給電力は、(8)の振替供給電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(8) 振替供給電力量

振替供給電力量は、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は、(10)の接続対象電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (26 [損失率] に定める損失率といたします。)}}$$

(11) 負荷変動対応電力量

負荷変動対応電力量は、負荷追従運転時において、30分ごとの接続受電電力量が、その30分における接続対象電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

$$\text{負荷変動対応電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続受電電力量}$$

- (12) 地内振替の場合であって、30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、9〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量の値を加えたものとみなします。）が、32(託送供給の実施)(2)リで定めたその30分の受電地点における通告電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。また、通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を下回る場合に生じた一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力

の補給にあてるための電力量の取扱いについては、別に定める振替供給に伴う補給電力要綱によります。

- (13) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。
- (14) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には、電力量または最大需要電力は契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点および供給地点で計量された電力量または最大需要電力といたします。

## 26 損 失 率

この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	4.2パーセント
特別高圧で供給する場合	2.9パーセント

## 27 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 接続供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または接続供給契約が消滅した場合
  - ロ 接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、ピークシフト電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 当社は、(1)イまたはロの場合は、基本料金、ピークシフト割引額および予備送電サービス料金について、次の式により日割計算をいたします。
  - イ 基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

- ロ ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

## 28 支払義務の発生および支払期日

- (1) 契約者の料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月 1 日に発生いたします。ただし、接続供給契約が消滅した場合は消滅日、25（電力および電力量の算定）(14)の場合は、料金の算定期間の電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生するものといたします。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

## 29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより契約者から支払っていただきます。
- なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
- (2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

### 30 保証金

(1) 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

(3) 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金およびその利息を契約者の支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金について、年0.2パーセントの利息を付します。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

### 31 連帯責任

(1) 1 接続供給契約において契約者が複数となる場合は、接続供給契約の履行に関し、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

(2) 1 接続供給契約において契約者が複数となる場合は、料金およびこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）は、複数の契約者全員が連帯して支払義務を負うものといたします。

## V 供 給

### 32 託送供給の実施

#### (1) 接続供給の場合

イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）と、接続対象電力量が30分ごとに一致するように調整していただきます。

ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、発電計画、需給計画および連系線等利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を文書により当社に通知していただきます。

ハ 原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は別表4（発電計画）、需給計画の通知の期限および通知の内容は別表5（需給計画）、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は別表6（連系線等利用計画）のとおりといたします。

ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

ホ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。

ヘ 契約者がロもしくはニで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表4（発電計画）および別表6（連系線等利用計画）に定める翌日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ト 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者、発電者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者、発電者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、33（給電指令の実施等）および67（保安等に対する発電者および需要者の協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者および需要者と別途申合書を作成いたします。

## (2) 振替供給の場合

イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量と、リで定めた受電地点における通告電力量（ルにより通告電力量の変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）が30分ごとに一致するように調整していただきます。

ロ 契約者は、振替供給の実施に先だち、発電計画および連系線等利用計画を文書により当社に通知していただきます。

ハ 原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は別表4（発電計画）、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は別表6（連系線等利用計画）のとおりといたします。

ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

ホ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。

ヘ 契約者がロもしくはニで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

ト 契約者がロ、ニまたはヘにより当社に通知した連系線等利用計画の値が、それ以前に当社に通知した連系線等利用計画の値を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて当該計画を変更していただく場合があります。

ます。

チ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

リ 別表4（発電計画）および別表6（連系線等利用計画）に定める翌日計画の通知およびチにもとづき、当社は、30分ごとの振替受電電力量および振替供給電力量を決定し、原則として振替供給実施日の前日の午後5時までに契約者に通知（この振替受電電力量および振替供給電力量を「通告電力量」といいます。）いたします。

ヌ 振替供給電力量および供給地点における通告電力量は、原則として、30分ごとの振替供給電力が1,000キロワット単位となるように調整していただきます。

ル 契約者または当社が、それぞれ予測しがたい事由により通告電力量を変更する必要がある場合には、すみやかに相手方に通知し、協議によってこれを行なうことができるものといたします。ただし、この場合、さかのぼって通告電力量を変更することはできません。また、この場合、契約者はホもあわせて通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ロ 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者が連系線等利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

ワ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、33（給電指令の実施等）および67（保安等に対する発電者および需要者の協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

### 33 給電指令の実施等

(1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、32（託送供給の実施）(1)トまたは(2)チにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は、次の場合には、契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、当社の電源等による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ 振替供給の場合で、当社が一般の需要に応じて行なう電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、その当日（給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。）に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにならう場合に限り、）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の



制約がある場合を除き、当該給電指令等の当日（当該給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。）の間、これにより生じた特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

なお、この場合の料金その他の供給条件は、別に定める給電指令時補給電力要綱によります。

- (4) 当社は、接続供給において、(2)イ、ロまたはホの場合で、給電指令等により、その当日（給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。）に発電者の発電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

なお、この場合の料金その他の供給条件は、別に定める給電指令時補給電力要綱によります。

- (5) 当社は、接続供給において、(2)ハの場合で、給電指令等により、その当日（給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。）に発電者の発電を制限し、または中止したときは、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

なお、この場合の料金その他の供給条件は、別に定める給電指令時補給電力要綱によります。

- (6) 当社は、(2)イ、ロ、ハまたはホによって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。

イ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、27(料金の算定)(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときはまたは特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、27(料金の算定)(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

(算式)

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(7) (6)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。

なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。

(8) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(6)および(7)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

### 34 適正契約の保持等

(1) 当社は、契約者との接続供給契約または振替供給契約が使用状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2) 当社は、接続受電電力または振替受電電力が契約受電電力をこえる場合

には、その契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

- (3) 当社は、契約者が変動範囲内基準電力量をこえて負荷変動対応電力を使用される場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不相当と認められる場合には、使用状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。
- (4) 当社は、契約者が32（託送供給の実施）（2）イにかかわらず、受電地点において、32（託送供給の実施）（2）リで定めた受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）と著しく異なる電力量を当社に供給される場合には、受電地点において当社に供給する電力量を適正なものに調整していただきます。

### 35 契約超過金

- (1) 19（接続送電サービス）（2）ロまたはニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの（ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

### 36 力率の保持

- (1) 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上

に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

### 37 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 67（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要、発電者もしくは需要者の電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- (4) 計量値の確認
- (5) 39（託送供給の停止）、47（契約の廃止）または49（解約）により必要な処置
- (6) その他この約款によって、接続供給契約および振替供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 38 託送供給にともなう協力

発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もし

くは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、契約者の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- (1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合

### 39 託送供給の停止

- (1) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給を停止することがあります。

イ 契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給を停止することがあります。

なお、この場合には、託送供給の停止の5日前までに契約者に予告いたします。

イ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- ニ 接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）または振替供給契約（既に消滅しているものを含みます。）に関連して適用される振替供給に伴う補給電力要綱，変更賦課金要綱および給電指令時補給電力要綱等によって発生した債務を履行しない場合
- (3) 契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給を停止することがあります。
  - イ 契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，または電気を使用された場合
  - ハ 8（契約の要件）を欠くに至った場合
  - ニ 37（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ホ 38（託送供給にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) 契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者にその改善を求めた場合で，34（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給を停止することがあります。
  - イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合
  - ロ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合
  - ハ 30分ごとの負荷変動対応電力量が変動範囲内基準電力量を頻繁にこえる場合
  - ニ 接続受電電力または振替受電電力が契約受電電力をこえる場合
  - ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)ハに定める従量接続送電サービス料金の適用を

受ける場合に限ります。)

へ 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合

ト 振替供給の場合で、受電地点において、頻繁に通告電力量と著しく相違する電力量を当社に供給される時。

(5) 契約者、発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、当該託送供給を停止することがあります。

(6) (1)から(5)によって当該託送供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

#### 40 託送供給の停止の解除

39（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合で、契約者、発電者および需要者がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にとまなない当社に対して支払いを要することとなった債務を契約者が支払われたときには、当社は、すみやかに当該託送供給を再開いたします。

#### 41 託送供給の停止期間中の料金

39（託送供給の停止）によって接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

#### 42 違 約 金

(1) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として契約者から申し受けます。

イ 1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ 39（託送供給の停止）(3)ロの場合



- (2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

#### 43 損害賠償の免責

- (1) 11（託送供給の開始）(2)によって託送供給の開始日を変更した場合、33（給電指令の実施等）によって発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 39（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合または49（解約）によって接続供給契約または振替供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、契約者、発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 44 設備の賠償

契約者、発電者または需要者が故意または過失によって、発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を契約者に賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合  
修 理 費

- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費との合計額

## VI 契約の変更および終了

### 45 契約の変更

接続供給契約または振替供給契約の内容に変更が生じる場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約または振替供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお、契約電力の減少を希望される場合は、次のとおりといたします。

- (1) 契約者は、あらかじめ契約電力の減少希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、原則として、契約者が申し出た契約電力の減少希望日に契約電力を減少させるための適当な処置を行いません。
- (2) 契約電力は、次の場合を除き、契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

イ 当社が契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は、申出を受けた日に契約電力が減少したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力を減少させるための処置ができない場合は、契約電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

### 46 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する接続供給契約または振替供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給契約または当該振替供給契約を希望され

る場合は、8（契約の要件）(9)に定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り、名義変更の手続きによることができます。

#### 47 契約の廃止

- (1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を廃止しようとする場合は、契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をさせていただきます。

- (2) 接続供給契約および振替供給契約は、49（解約）および次の場合を除き、契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約または振替供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約および振替供給契約は、託送供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

#### 48 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) 次の場合には、当社は、接続供給契約または振替供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

- (イ) 契約者が接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力または契約受電電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たな

いでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、新たに施設した当社の供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額と、既に申し受けた工事費負担金との差額（以下「精算工事費」といいます。）を申し受けます。

- (ロ) 契約者が接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力または契約受電電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力または契約受電電力の減少に見合う部分について、精算工事費を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

- (ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が、需要場所における受電設備を新たに設定し、または需要場所における受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ、または19（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとする場合は、(イ)および(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)および(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは、需要場所に

おける受電設備を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容量を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、19（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 振替供給の場合

(イ) 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ロ) 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または振替供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

## 49 解 約

39（託送供給の停止）によって託送供給を停止された契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は当該接続供給契約または当該振替供給契約を解約することが

あります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者にお知らせいたします。

## 50 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約または振替供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約または振替供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## Ⅶ 受電方法および供給方法ならびに工事

### 51 受電地点，供給地点および施設

#### (1) 受電地点

イ 電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，山間地，離島等の特殊な発電場所から電気を受電する場合，53（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を受電する場合，その他特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

#### (2) 供給地点

##### イ 接続供給の場合

(イ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ロ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，山間地，離島等の特殊な需要場所に対して電気を供給する場合，53（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を供給する場合，その他特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

##### ロ 振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，当社の負担



で施設いたします。

なお、当社は、発電者または需要者（共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

- (4) 特定規模電気事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、(1) または(2)に準じて契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。

## 52 架空引込線

- (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点または需要者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者と当社との協議によって定めます。
- (3) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する補助支持物は、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

## 53 地中引込線

- (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合には、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器，断路器もしくは接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は，当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所とし，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ 鉄管，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないません。この場合，当社は，59（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または62（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者から申し受けます。

## 54 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 発電場所または 1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

## 55 引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者から申し受けます。

## 56 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。

イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要するものについては、契約者の負担により、契約者で取り付けいただくことがあります。

ロ 接続受電電力量および振替受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は 60（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を契約者から申し受けます。

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、

かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、契約者と当社との協議によって定めます。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者から申し受けます。
- (5) 法令により受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には、当社は、実費を契約者から申し受けます。

## 57 通信設備等の施設

- (1) 給電指令上必要な通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- (2) 通信設備等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、契約者と当社との協議によって定めます。  
なお、通信設備等の施設場所については、発電者または需要者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者の希望によって、通信設備等の施設場所を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者から申し受けます。

## 58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については59（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を、供給地点への供給設備については62（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ 契約者がとくに希望され、かつ、一般の需要への供給および他の発電

者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ 38（託送供給にともなう協力）の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者のみを使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は，受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は，当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（その変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) (2)において，開閉所は，変電所とみなします。
- (4) (1)および(2)において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

## Ⅷ 工事費の負担

### 59 受電地点への供給設備の工事費負担金

#### (1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表7（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所は、変電所とみなします。

#### (2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

- (i) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額  
なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ロ 受電地点において20（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付け）または57（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ 38（託送供給にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(1)、(2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。

(イ) 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）

を加えた金額といたします。

(ロ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ハ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ホ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。

(ハ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、施設後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

(5) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、次の場合を除き、受電地点ごとに、接続供給契約または振替供給契約ごとに算定いたします。

イ 契約者が、1発電場所において、接続供給契約と振替供給契約とをあわせて契約される場合、または2以上の接続供給契約もしくは2以上の振替供給契約を契約される場合の工事費負担金は、当該2以上の契約を



1の契約とみなして算定いたします。この場合、工事費負担金の算定上、当該2以上の契約により同時に受電する最大電力を契約受電電力とみなします。

ロ 2以上の契約者が受電側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の契約者のうち1の契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の契約者による1申込みとみなして算定いたします。

(ロ) 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、契約者ごとに算定いたします。この場合、契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分したものといたします。

## 60 受電用計量器等の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

## 61 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力もしくは振替送電サービス契約電力を増加される場合で、これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

## 62 供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ 高圧で供給する場合

- (イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,456円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,324円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

- (ロ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は、次により算定いたします。
- a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
- b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left( \text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ 特別高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a 工 事 費

(a) 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	572円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	194円40銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	97円20銭

なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	637円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	583円20銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	259円20銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

- (c) スポットネットワーク方式で供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、(b)にかかわらず、別表3（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400円00銭
--------------------------	-----------

- (d) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、施設後3年以内の供給側接続設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この(1)の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ VIII（工事費の負担）の各項において、供給側接続設備とは、供給地点

への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

ホ 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合(19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。)には、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力を増加する場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加する場合といたします。

へ 工事こう長の単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## (2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専

用供給設備) (2)によるものといたします。

- ロ 19 (接続送電サービス) (2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査, 補修または事故 (停電による停止等を含みます。) により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で, これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには, 当社は, その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお, この場合には, 工事費負担金の対象となる供給設備は, 供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし, 予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は, 58 (専用供給設備) (2)によるものといたします。

#### (3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- イ 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで, 契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合 (新たに接続供給を開始される場合で, 当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され, かつ, 下位の供給電圧に変更されるときを含みます。) は, 55 (引込線の接続), 56 (計量器等の取付け) または57 (通信設備等の施設) によって実費相当額を申し受ける場合を除き, 当社は, その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

- ロ 38 (託送供給にともなう協力) によって供給地点への当社の供給設備を新たに施設または変更する場合には, 当社は, その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

#### (4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は, 次により算定いたします。

- イ 工事費は, 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き, 標準設計工事費とし, 工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費, 工費および諸掛り (測量監督費, 補償費お

よび建設分担関連費を含みます。)の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

- (イ) 材料費は払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。
- (ロ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用(地役権の登記に要する費用を除きます。)の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ハ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ニ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。
- (ホ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。
- ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。
- ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
- ニ 当社が特別高圧で供給する電気について、施設後3年以内の供給側接続設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、(1)ロ(イ)aに準じて算定いたします。

ホ (2)ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。

(イ) 高圧で供給する場合

(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ロ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、(1)ロ(イ) a および(ロ)によって算定いたします。

なお、20（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)ロ(イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

へ 高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ホ(イ)の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

### 63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者から申し受けま  
す。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費  
負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するもの  
といたします。ただし、62（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)  
によって工事費負担金を算定した場合は、やむをえない事情によって設計  
の変更をした場合等を除き、精算いたしません。
- (3) 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備の全部また  
は一部を他の契約者と共用する受電側接続設備として利用することがあり



ます。

なお、当社が特別高圧で受電する電気について、その利用が供給設備を施設してから3年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備を施設したときにさかのぼって2以上の契約者が共用する受電側接続設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

- (4) 当社は、契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

#### **64 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け**

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者、発電者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

#### **65 工事費等に関する契約書の作成**

当社は、契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

## 区 保 安

### 66 保安の責任

当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

### 67 保安等に対する発電者および需要者の協力

- (1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
  - イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は、必要に応じて、託送供給の開始に先だち、接続受電電力、振替受電電力または接続供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者および需要者と協議を行ないます。

# 附 則

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この約款は、平成26年4月1日から実施いたします。

### 2 標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

### 3 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続受電電力量、振替受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力は、24（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、接続受電電力量、振替受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力は、計量された接続受電電力量、振替受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

### 4 受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、10,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給を行なうことがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、3,000ボルトで託送供給を行なうときには高圧で託送供給を行なう場合に、また、10,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給を行なうときには標準電圧20,000ボルトで託送供給を行なう場合に準ずるものといたします。

## 5 発電場所および需要場所についての特別措置

### (1) 適用

イ 14（発電場所および需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または14（発電場所および需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、14（発電場所および需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所等につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1発電場所または1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等の発電者または需要者の承諾をえていること。

a 非特例区域等について、14（発電場所および需要場所）に準じて発電場所または需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、37（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、37（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発

電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

イ 特例区域等の契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、59（受電地点への供給設備の工事費負担金）(1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、59（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものといたします。

ロ 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、62（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、62（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものといたします。

## 6 変動範囲超過電力料金についての特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者と当社との協議が整った場合の変動範囲超過電力料金（契約者が特定規模電気事業を行なう場合は、(2)に定める適用期間に限ります。）は、21（負荷変動対応電力）(4)ロにかかわらず、(3)によって算定いたします。

### (1) 適用範囲

変動範囲内基準電力量が1,000キロワット時以下の場合に適用いたします。ただし、契約者が(2)に定める適用期間以内に限り特定規模電気事業を行なう場合を除きます。

### (2) 適用期間

適用期間は、適用開始日から、適用開始日以降2年目の日までといたします。この場合、適用開始日は、次のとおりといたします。

イ 適用開始日は、契約者が当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。

ロ 契約者が、合併、分割、事業譲渡その他の組織再編行為（以下「組織再編行為」といいます。）により、特定規模電気事業の全部または一部を引き継いだ場合の適用開始日は、イにかかわらず、当該組織再編行為が行なわれる前に、当該組織再編行為に関連した特定規模電気事業に係る接続供給契約を当社と締結していたすべての契約者の接続供給の開始日（当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。）のうち最も早い日といたします。

ハ 1 接続供給契約における契約者が複数となる場合の適用開始日は、イにかかわらず、当該接続供給契約におけるすべての契約者の接続供給の開始日（当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。）のうち最も早い日といたします。

ニ 当社は、必要に応じて、適用開始日を確認するための文書等を契約者から提出していただきます。

### (3) 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、イ(ハ)によって算定された特別変動範囲内電力

料金およびロ(ロ)によって算定された特別変動範囲超過電力料金の合計といたします。

#### イ 特別変動範囲内電力料金

##### (イ) 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力で、変動範囲内基準電力量をこえるもののうち、(ロ)に定める特別変動範囲内基準電力量以内のものの補給にあてるための電気に適用いたします。

##### (ロ) 特別変動範囲内基準電力量

特別変動範囲内基準電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）の10パーセント相当を2で除した値と1,000キロワット時のうちいずれか小さい値から、変動範囲内基準電力量を差し引いた値といたします。ただし、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める供給地点を含みます。）で、前月の接続送電サービス契約電力が当月の接続送電サービス契約電力を上回る場合（19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を契約者との協議にもとづき減少したその1月の減少された日以降の期間を除きます。）は、次の式の接続送電サービス契約電力は前月の接続送電サービス契約電力といたします。

$$\text{接続送電サービス契約電力} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (26〔損失率〕に定める損失率といたします。)}}$$

##### (ハ) 特別変動範囲内電力料金

特別変動範囲内電力料金は、21（負荷変動対応電力）(1)に該当する



電気の電力量から変動範囲内基準電力量を差し引いたもののうち、特別変動範囲内基準電力量以内のもののその1月の合計によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

1キロワット時につき	15円44銭
------------	--------

ロ 特別変動範囲超過電力料金

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量および特別変動範囲内基準電力量の合計をこえるものの補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 特別変動範囲超過電力料金

特別変動範囲超過電力料金は、21（負荷変動対応電力）(1)に該当する電気の電力量のうち、変動範囲内基準電力量および特別変動範囲内基準電力量の合計をこえるもののその1月の時間帯別の合計によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

a 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたしま

す。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	53円21銭	47円03銭

b 夜間時間

1キロワット時につき	28円84銭
------------	--------

(4) その他

イ 当社は、(2)イ、ロまたはハにより定めた適用開始日が不相当と認められる場合には、適用開始日を適正なものに変更していただきます。

ロ 当社は、この特別措置の適用を受けるにあたり不正な行為等が認められる場合には、この特別措置を適用いたしません。また、既に契約者がこの特別措置の適用を受けている場合で、不正な行為等が認められるときには、当社は、この特別措置の適用をただちに中止いたします。この場合で、中止の理由となった事実が解消されたときには、当社はこの特別措置の適用を再開し、その中止期間中については、21（負荷変動対応電力）(4)ロにより料金を算定いたします。

なお、契約者が不正な行為等により、この特別措置の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合には、42（違約金）に準じて違約金を契約者から申し受けます。

## 7 工事費負担金についての特別措置

高圧で受電する電気について、平成24年6月30日までに工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備の全部または一部を他の契約者と共用する受電側接続設備として利用する場合で、その利用が供給設備を施設してから3年以内に行なわれ、かつ、その受電側接続設備を施設したときにさかのぼって2以上の契約者が共用する受電側接続設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、当社は、その差額をお返しいたします。

## 8 損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

発電者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、33（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕第6条第3号ニにおいて特定供給者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、43（損害賠償の免責）(1)にかかわらず、契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号ニに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

## 9 この約款の実施にともなう切替措置

VIII（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該接続供給または当該振替供給の開始日（59〔受電地点への供給設備の工事費負担金〕(3)または62〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(3)の場合は、工事完成日といたします。）が平成26年4月1日以降であるものから、この約款を適用いたします。

# 別 表

## 別 表

### 1 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される負荷変動対応電力に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の21（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

### (3) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をあらかじめ契約者にお知らせいたします。

## 2 平均力率の算定

- (1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (2) 有効電力量および無効電力量の計量については、24（計量）に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、24（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

## 3 スポットネットワーク方式の工事費の算式

62（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(i) a (c)の工事費の算定

は、次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

62 (供給地点への供給設備  
の工事費負担金) (1)ロ(i)  $\times \{100\text{パーセント} + 20\text{パーセント} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$   
a (b) の工事費単価



## 4 発電計画

発電計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時
通知の内容	発電所別 発電計画	各月の平日および休日の接続受電電力または振替受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続受電電力または振替受電電力の最大値および最小値	日ごとの接続受電電力または振替受電電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの接続受電電力量または振替受電電力量
	発電設備の 停止計画	作業の開始日時, 作業の終了日時, 停止内容, その他必要な項目		—	—
		—	—	計画外作業 計画作業 の変更分	—

(注1) 発電計画は, 当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは, 4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

## 5 需給計画

需給計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時
通知の内容	需定 要値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	日ごとの接続対象電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの接続対象電力量
	需想定 値に対す る供給力	供給力調達分の計画値合計			
		供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)			

(注1) 需給計画は, 当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは, 4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

## 6 連系線等利用計画

連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対 象 期 間		長期計画 (第3年度から 第10年度)	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
通知の 期限	調 整 用	毎年 1月15日 午後5時	毎年 12月20日 午後5時	毎月5日 午後5時	—	—
	空容量算定用	毎年 3月10日 午後5時	毎年 3月1日 午後5時	毎月15日 午後5時	毎週火曜日 午後5時	毎日 午前12時
通 知 の 内 容	振 替 供 給 の 合 場	各年度の振替受電電力 (中継振替の場合に限 ります。)の最大値およ び振替供給電力の最大 値	各月の平日および休 日の昼間帯, 夜間帯の 振替受電電力(中継振 替の場合に限ります。)の 最大値および振替供給 電力の最大値	各週の平日および休 日の昼間帯, 夜間帯の 振替受電電力(中継振 替の場合に限ります。)の 最大値および振替供給 電力の最大値	30分ごとの振替受電電 力量(中継振替の場合に 限ります。)および30分 ごとの振替供給電力量	
	会 社 間 連 系 点 を 受 電 地 点 と す る 接 続 供 給 の 場 合	各年度の接続受電電力 の最大値	各月の平日および休 日の昼間帯, 夜間帯の 接続受電電力の最大 値	各週の平日および休 日の昼間帯, 夜間帯の 接続受電電力の最大 値	30分ごとの接続受電電 力量	

(注1) 連系線等利用計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 昼間帯とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間帯とは昼間帯以外の時間をいいます。

## 7 標 準 設 計

### (1) 高 圧 電 線 路

#### イ 電 圧 降 下 の 許 容 限 度

電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。

	公称電圧	高 圧	
区 域		3,300 ボルト	6,600 ボルト
市 街 地			300 ボルト
そ の 他		150 ボルト	600 ボルト

#### ロ 電線路の経路

電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるように選定いたします。

#### ハ 電線路の種類

電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

#### ニ 架空電線路

##### (イ) 電線路の施設方法

a 電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

##### (ロ) 支持物の種類

電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、当社が技術上、経済上適当と認めた場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等といたします。

##### (ハ) 径 間

径間は、原則として次によります。

施 設 地 域	径 間
市 街 地	30 メートル
そ の 他	40 メートル

(二) 支持物の長さ

電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

装柱	施設地域	市街地	その他
	高圧	15メートル	15メートル

(ホ) がいしの種類

電線路で使用するがいしは、次によります。

電圧	使用箇所	引通箇所	引留箇所
	高圧	高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし

(ハ) 装柱

電線路については、水平配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スペーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。
- b 支柱、支線柱は、技術上適当と認められるコンクリート柱等といたします。
- c 電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(チ) 電線の種類および太さ

- a 電線は、導体が銅線、アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電 圧 \ 電線の種類	アルミ線	ケーブル
高 圧	公称断面積32平方 ミリメートル以上	公称断面積38平方 ミリメートル以上

c 電線の許容電流は、次によります。

(単位：アンペア)

種 別	太 さ	よ り 線 (平方ミリメートル)						
		32	38	100	120	150	200	240
高圧絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)	132	/	/	288	/	/	/
	硬 アル ミ 線 (HAL-OC線)	/	/	/	/	/	/	530
高圧架空ケーブル (CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型 自己支持形高圧架橋 ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル	/	155	275	/	/	475	/
縁廻し用電線	銅 線 (IJP)	/	/	345	/	450	545	/

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格 (JCS 0168-1 : 2004) に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ヌ) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は、管路式、暗きょ式または直埋式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格 (JCS 0168-1 : 2004) の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧	6,600ボルト
条 件	
種 類	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (CV-Tケーブル)
線 心 数	3
公 称 断 面 積 (平 方 ミリメー ト ル)	60
	150
	250
	325
	500

(ハ) 多回路開閉器および高圧供給用配電箱の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高圧供給用配電箱は、高圧で電気を供給する場合に接続装置として施設いたします。

(ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路から $\pi$ 型の引込線（ $\pi$ 引込みといいます。）を施設いたします。

(2) 特別高圧電線路

イ 電圧降下の許容限度

電線路の電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト
電圧降下の許容限度	2,000ボルト	6,000ボルト	14,000ボルト

ロ 電線路の経路

電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるように選定いたします。

ハ 電線路の種類

電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な

事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

## ニ 架空電線路

### (イ) 電線路の施設方法

電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替等のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

なお、他の電線路との併架により施設する場合には、上部に電圧の高いものを施設いたします。

### (ロ) 支持物の種類

電線路の支持物は、鉄塔といたします。ただし、公称電圧22,000ボルトの場合で、当社が技術上、経済上適当と認めたときには、電線路の支持物は、電柱とすることがあります。この場合には、工場打ち鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

### (ハ) 径 間

#### a 支持物を鉄塔とする場合

径間は、原則として250メートル以上、350メートル以下といたします。

#### b 支持物を電柱とする場合

径間は、原則として40メートルといたします。

### (ニ) がいしの種類および連結個数

a がいしは、直径250ミリメートルの懸垂がいし(以下「懸垂がいし」といいます。)または長幹がいしといたします。

b 懸垂がいしの連結個数は、次によります。ただし、煙じん汚損が著しい地域等に施設する場合には、その個数に1個または2個を加えることがあります。

塩分付着量 (ミリグラム/平方センチメートル)		0.01 以下	0.01 超過 0.03 以下	0.03 超過 0.06 以下	0.06 超過 0.12 以下	0.12 超過 0.25 以下	0.25 超過
公 称 電 圧	22,000 ボルト	3	3	3	3	3	3 以上
	66,000 ボルト	5	6	7	8	9	10 以上
	154,000 ボルト	11	14	16	18	21	22 以上

c 長幹がいしとする場合は、bに準ずるものといたします。

(ホ) 電線の種類および太さ

a 支持物を鉄塔とする場合

電線は、鋼心アルミより線といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものとする場合があります。

なお、鋼心アルミより線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。ただし、他の電線路との併架により施設する場合には、その電線路に既に施設されている電線と同じ太さのものとする場合があります。

公 称 断 面 積	許 容 電 流
160 平方ミリメートル	484 アンペア
240 平方ミリメートル	635 アンペア
410 平方ミリメートル	873 アンペア
610 平方ミリメートル	1,088 アンペア

b 支持物を電柱とする場合

電線は、架空ケーブルといたします。

なお、その太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

(a) 架空ケーブル (CVT-SS) の場合

公 称 断 面 積	許 容 電 流
100 平方ミリメートル	275 アンペア



(b) 架空ケーブル (HCVT-SS) の場合

公称断面積	許容電流
200 平方ミリメートル	475 アンペア

(ハ) 電線の間隔

電線の間隔は、技術上支障のない範囲で電線が最も経済的に施設できるよう決定いたします。

(ト) 電線の地表上の高さ

電線の地表上の高さは、次によります。ただし、支持物に電柱を使用する場合には、電線の地表上の高さは、6メートルといたします。

区 分	公称電圧		
	22,000 ボルト	66,000 ボルト	154,000 ボルト
山林等で人が容易に立ち入らない地域	9メートル	9メートル	10メートル
一般的な地域	13メートル	13メートル	14メートル
建造物の過密化および高層化が進展している地域、またはそれが予想される地域	15メートル	15メートル	16メートル

(チ) 耐雷設備の施設

a 公称電圧66,000ボルトおよび154,000ボルトの電線路の場合

電線路には、1条または2条の架空地線その他必要となる耐雷設備を施設いたします。この場合の架空地線の種類および太さは、アルミ被鋼線70平方ミリメートルといたします。ただし、機械的強度上、電磁誘導障害対策上必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものを使用することがあります。

b 公称電圧22,000ボルトの電線路の場合

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(リ) そ の 他

a 搬送波が重畳されている電線路から他の電線路を分岐する場合は、

搬送波を阻止するための装置を施設いたします。

- b 支持物に電柱を使用する場合で、電線路の保守上、系統運用上必要なときには、開閉器を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は、管路式または暗きょ式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

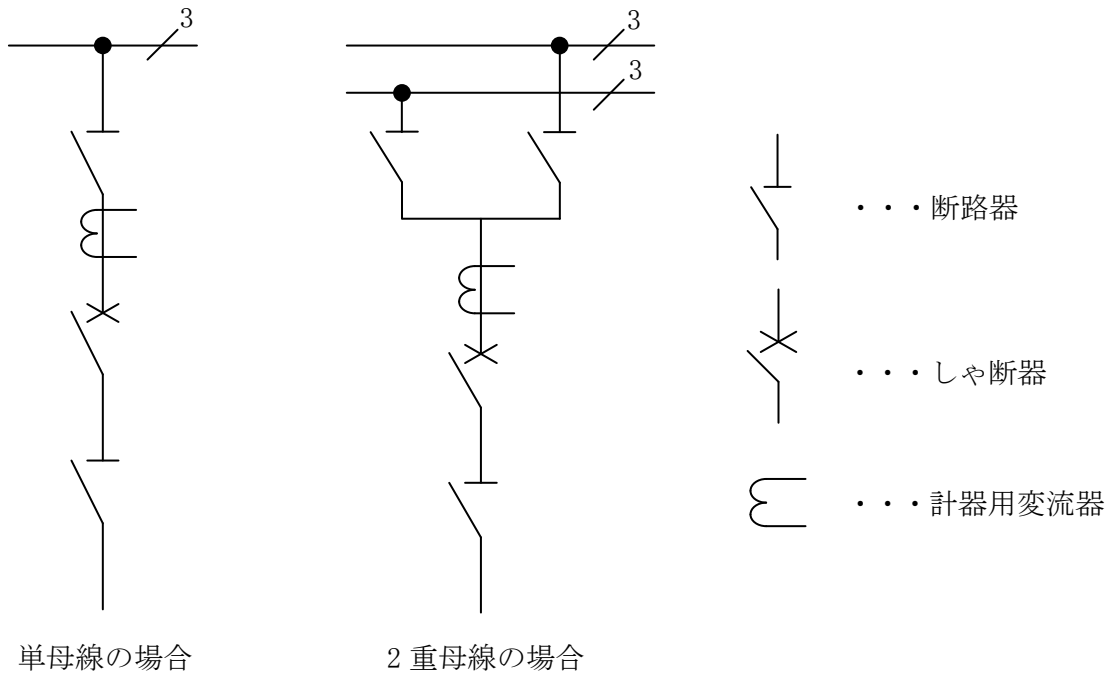
なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 0168-1：2004, JCS 0501：2008)の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 条件	22,000ボルト		66,000ボルト				154,000ボルト		
	架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		OFケーブル		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		OFケーブル
種 類	トリプレックス型	単心	トリプレックス型	単心	3心	単心	トリプレックス型	単心	単心
線 心 数	3	1	3	1	3	1	3	1	1
公称断面積 (平方ミリメートル)	60	600	80	600	80	400	200	200	200
	100	800	100	800	100	600	400	400	400
	150	1,000	150	1,000	150	800	600	600	600
	200	1,200	200	1,200	200		800	800	800
	250		250	1,400	250		1,000	1,000	1,000
	325		325	1,600	325			1,200	1,200
	400		400		400			1,400	1,400
	500		500						
			600						
			800						
		1,000							

### (3) 変電設備

#### イ 結線方式

電線路の引出口設備の結線方式は、次のとおりといたします。



#### ロ しゃ断器の選定

しゃ断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものとしていたします。

#### ハ 断路器の選定

断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものとしていたします。

#### ニ 変流器の選定

変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものとしていたします。

#### ホ 配電盤に取り付ける装置

配電盤には、電流計、電力計、電圧計、しゃ断器操作ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。

## へ 保護装置の施設

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための適切な保護装置を施設いたします。

## (4) 通 信 設 備

### イ 電力保安通信用電話設備の施設方法

電力保安通信用電話設備は、原則として、当社が、電気を受電し、または特別高圧により電気を供給する場合に施設いたします。この場合は、架空電話線または地中電話線のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法によります。

#### (イ) 架空電話線の種類および施設方法

架空電話線は、直径0.9ミリメートル5対の通信ケーブルまたは光ファイバーケーブル(4心)とし、電柱への添架により施設いたします。

#### (ロ) 地中電話線の種類および施設方法

地中電話線は、直径0.9ミリメートル5対の通信ケーブルまたは光ファイバーケーブル(4心)といたします。

なお、この場合の施設方法は、(1)ホ(イ)または(2)ホ(イ)の施設方法に準ずるものといたします。

#### (ハ) 保安装置の施設

電力保安通信用電話設備には、適切な保安装置を施設いたします。

### ロ 電線路保護装置用通信設備の施設

電線路保護装置用通信設備を施設する場合は、イ(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。

## (5) そ の 他

この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。